

# 庄内町災害時要援護者避難支援プラン

## 第1章 基本的な考え方

### (1) プランの目的

本プランは、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者に対する支援のあり方について、国のガイドライン及び県の指針に基づき町としての基本的な考え方をとりまとめたものであり、このプランに基づき、町をはじめ、関係者・関係機関団体における災害時要援護者支援対策の推進を図ることを目的としている。

### (2) 自助・共助・公助

災害発生時に最も重要なのは、自らの身を守る「自助」であるが、災害時要援護者については、その身体的特性等から「自助」が困難なケースが多くなることが想定される。このプランの取りまとめにあたっては、「自助」が困難なケースを「共助」「公助」でいかにカバーするか、また、そのための体制を常日ごろからいかに構築していくかという点を考慮する。

## 第2章 災害時要援護者情報の把握・共有

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握・共有が重要であり、常日ごろから災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

### (1) 災害時要援護者情報把握手法

町は、次に掲げる通常業務等を通じて災害時要援護者情報の把握に努めるものとする。

高齢者や障害者などへの保健医療福祉サービスの提供や相談

民生委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集

福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集

情報把握の手法としては、まず、関係機関共有方式により対象とする要援護者の情報を共有し、その後、災害時要援護者登録台帳を整備するために必要な情報を把握するため、同意方式により本人から確認しつつ進めることとする。

### (2) 災害時要援護者情報の共有について

町は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している災害時要援護者に関する情報の共有に努めるとともに、福祉団体、地域団体等と幅広く連携をとり、情報の共有化に努めるものとする。ただし、個人情報に該当する部分については、町の個人情報保護審議会に諮ったうえで慎重に取り扱うものとする。

## 第3章 災害時要援護者避難支援プランの対象者

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に支援を要する者を言い、対象者の範囲

を次のとおり定める。

なお、災害時要援護者一人ひとりに対する災害時要援護者登録台帳作成に当たっては、避難行動に対する支援の必要度や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進めるものとする。

要援護高齢者

- ・介護保険における要介護度3以上の認定者

要介護3	身の回りの世話や立ち上がりが一人ではできない。排泄等で全般的な介護が必要
------	--------------------------------------

- ・障害高齢者の日常生活自立度判定基準のBランク以上の者（前項の該当者を除く）

寝たきり	ランクB	屋内での生活に何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッドの上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

- ・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランク以上となる者（前2項の該当者を除く）

ランク	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
-----	---

- 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯（ の該当者を除く）

一人暮らしの高齢者	満65歳以上の一人暮らしの高齢者
高齢者のみの世帯	満65歳以上の高齢者のみの世帯

在宅の身体障害者（体幹・上下肢1～2級、視覚・聴覚1～2級）

在宅の知的障害者（療育手帳）

日本語に不慣れな在住外国人

その他援護を必要とする者

なお、施設入所者や乳幼児については、当該施設の職員等あるいは父母等の保護者が存在していることから、対象者からは除いている。

#### 第4章 避難支援者

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織（自治会）の構成員から2～4人選出する。その際、要援護登録者にあっては、必ず地域の支援者に助けてもらえると決め込んで待っているだけではないことや支援者には責任を伴うものではないことなどを事前に

周知の上、支援者を選定するものとする。

避難支援者とは ...災害発生時に災害時要援護者の避難を支援し、災害時要援護者を避難地等まで誘導する役割を担う者である。

要援護登録者とは...災害時に何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要と希望され台帳に登録された者である。

## 第5章 災害時要援護者登録台帳の整備と管理

### (1) 災害時要援護者登録台帳の整備

町は、支援の対象となる災害時要援護者本人（又は代理人）とともに別添の様式第1号により災害時要援護者登録台帳を整備するものとする。その際、当該災害時要援護者登録台帳を避難支援者、民生委員、自主防災組織（自治会）町（災害時要援護者支援班）等の防災関係機関に開示することについてあらかじめ要援護者から同意を得ることとする。

### (2) 災害時要援護者登録台帳の更新

町は、災害時要援護者登録台帳に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに災害時要援護者登録台帳を更新するものとする。

### (3) 災害時要援護者登録台帳の管理

災害時要援護者登録台帳の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、本人が同意した者以外の者が閲覧することのないよう厳重に管理する。

なお、要援護者から開示同意の得られた避難支援者等関係者への当該要援護者情報の提供に際しては、誓約書等の提出を講じる等、避難支援者等情報を共有する側の守秘義務を確保するものとする。

## 第6章 情報伝達体制

町は、自主防災組織や避難支援者等に対する災害時要援護者に関する情報伝達責任者を明確にするとともに、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時要援護者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

特に、避難指示、避難勧告、避難準備情報の伝達は、即時・的確に伝える必要があり、要援護者本人、避難支援者、民生委員、自主防災組織の代表者等の一定の関係者に防災行政無線の個別受信機等を貸与するなど、あるいは、地域公共ネットワークシステムのEメールによる一斉通報など、多様な情報伝達媒体を構築する。

### (1) 情報伝達ルート

避難情報については、町から各自治会長（自主防災組織の代表者）を通じ災害時要援護者及び避難支援者に伝達する。

### (2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、身体的特性等に応じた適切なものを選択し、迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

視覚障害者

防災行政無線、町広報車、電話など

聴覚障害者

F A X、携帯電話メール、手書き紙面など

外国人

外国語（やさしい日本語）、FAX、インターネットによる表示など

在宅の重度身障者に対する日常生活用具の給付又は貸与を推進する。

### （３） 情報伝達責任者の明確化

災害時要援護者に対する情報伝達については、町が設置する災害時要援護者支援班が行う。

災害時要援護者支援班とは、… 災害時要援護者に関する情報の収集、災害時要援護者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、庄内町保健福祉課を中心とした横断的な組織である。

## 第 7 章 避難勧告等の発令の判断基準の明確化

町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報を発令する判断基準を明確化し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。判断基準は、対象とする自然災害ごと、具体的な地域ごとに個別具体的に定めるものとする。また、町は、災害時要援護者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、「避難準備情報」を「災害時要援護者避難情報」と位置付け、安全な避難行動が行われるよう配慮するものとする。

## 第 8 章 災害時要援護者支援体制の整備

別添のとおり。